

ID: 39

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町文化会館設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成元年 条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第六条 文化会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日